

# 令和2年度省エネ行動促進プログラム実施業務

## 受託候補者選定の募集要項

### ■ 応募

本業務の受託候補者として応募する者は、本募集要項及び仕様書に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

### ■ 応募書類の提出期限

令和2年3月17日（火）午後5時

\* 応募書類は、郵送又は直接持参すること（郵送の場合、上記提出期限必着）。

なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

### ■ 問合せ先及び書類提出先

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当：竹田，田島）

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階

TEL: 075-222-4555 FAX: 075-211-9286

※ 当該業務委託に係る予算案は、令和2年2月市会定例会において提案中であり、予算審議の状況によっては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合があります。

## 1 背景及び目的

気候変動の影響は、既に地球規模で顕在化し、人類は今「気候危機」、「気候非常事態」とも言える時代に入っており、これと戦うこと抜きに、これまで築き上げてきた生活や文化を存続させることはできないと危惧される。

今、全世界は、パリ協定のもと、産業革命以前からの気温上昇を2℃未満、できれば1.5℃以下に抑えるため、取組を進めることとしているが、2018（平成30）年にIPCCが発表した「IPCC 1.5℃特別報告書」では、気温上昇が2℃の場合と、1.5℃の場合では、気候変動の影響に伴うリスクが大きく異なること、また、気温上昇を1.5℃以下に抑えるためには、2050年頃までにCO<sub>2</sub>排出量を正味ゼロにする必要があることが示された。

これを踏まえ、京都市は、「2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロ」を目指すこととしたが、この目標の実現のためには、市民ぐるみで更なる取組が必要となる。

本事業は、その一環として、400世帯に対し、省エネの専門家による「家庭の省エネ診断」及び省エネ診断結果に基づく学習会等のアフターフォローの実施の支援を通じて、地域コミュニティにおける環境配慮行動の定着を図り、環境にやさしいライフスタイルの転換及び家庭部門での温室効果ガス（とりわけCO<sub>2</sub>）排出量削減を促進するものであるため、運営能力に優れた事業者の技術的知識や情報を活用するため、公募型プロポーザル方式による募集を行う。

## 2 委託内容（仕様）

別紙 仕様書のとおり

## 3 応募資格

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に活動拠点を有する団体等であること。
- (5) 一般社団法人地球温暖化防止全国ネットから「うちエコ診断実施機関」の認定を受けている者であること。

## 4 応募手続等

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

後記「5(2)主な評価のポイント」に挙げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載した「企画提案書」を提出するものとする。(A4用紙16ページ以内(両面)、様式は自由、図や写真等の挿入可。別途、募集のチラシ案を含めること。)

#### イ 見積書

業務運営に係る経費の見積書を提出すること。見積額等は、後記「7(3)契約予定額」を参照すること。

### (2) 提出期限

令和2年3月17日(火)午後5時(郵送の場合は必着とする。)

### (3) 提出方法・提出場所

応募書類は、京都市環境政策局地球温暖化対策室に郵送又は直接持参すること。

なお、直接持参する場合は事前に担当者に連絡すること。

提出時間は、平日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

### (4) 提出部数

7部(見積書は正本1部を作成し、企画提案書には写しを添付すること。)

なお、提出された書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。また、提出された書類は返却しない。

### (5) 質問

募集内容に関する質問は、令和2年3月10日(火)午後5時まで受け付ける。

## 5 選定方法

### (1) 審査

提出された企画提案書及びヒアリングに基づき、応募者の業務実施能力を審査し、受託候補者1者及び次点者1者を決定する。

なお、ヒアリングに参加しなかった者、又は指定の時間に30分以上遅刻した者の企画提案書は、選定の対象外となる。

ヒアリングは、企画提案書を基に行うものとし、新たな資料の提出及び画像等を用いたプレゼンテーションは認めない。

### (2) 主な評価のポイント

#### ア 実施体制

(ア) うちエコ診断士登録者数

(イ) 本業務への専任スタッフの確保、相談窓口の体制

(ウ) 指揮系統の明確さ、円滑な業務運営

(エ) 市内の活動実績、本市特性の理解

イ 業務実績

- (ア) 直近3年間の家庭の省エネに係る診断の実績件数
- (イ) 学区等の市民と連絡・調整を行った業務の実績

ウ 人材育成

- (ア) 環境・エネルギー関連の情報収集能力
- (イ) うちエコ診断士への情報伝達・研修体制

エ 資料作成能力

- (ア) 提案された企画提案書の内容（分かりやすさ，構成等）
- (イ) 家庭の省エネ診断受診者に配る資料や募集のチラシ

オ その他

- (ア) 受託候補者の利点
- (イ) 見積金額

(3) 企画提案書の無効

次に掲げる場合に該当するときは，その者が提出した企画提案書を無効とし，選定の対象外とする。

ア 前記「3応募資格」に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合。

イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 企画提案書に記載された担当者等が，契約締結後に当該業務に従事できない場合。  
ただし，やむを得ない事情があるものとして認められた場合はこの限りではない。

エ 企画提案書に記載された見積金額が，予定価格を超えた場合。

オ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 6 スケジュール

(1) 応募期間

募集開始の日から令和2年3月17日（火）午後5時まで

(2) ヒアリング

令和2年3月24日（火）時間未定（予定）

時間，場所等の詳細については，応募期間終了後速やかに通知する。

(3) 受託候補者の決定

ヒアリングを実施した日から休日を除く5日以内に決定する。

受託候補者と協議のうえ，業務委託内容を決定し，委託契約を締結する。業務委託条件は，本仕様に基づく企画提案書の内容を基とするが，契約段階において，修正を求める場合がある。

なお，受託候補者との協議が不調に終わった場合には，次点者と協議を行う。

(4) 選定結果の通知

ア 応募者に対して，選定結果を書面で通知する。

イ 応募者は，選定結果の通知を受けた日から休日を除く5日以内に，当該通知に対

して、書面により説明を求めることができる。

ウ 前記イの求めがあった場合は、書面を受領した日から休日を除く5日以内に、書面により回答する。

## 7 委託契約

### (1) 契約時期

令和2年4月

受託候補者と協議のうえ、業務委託内容を決定し、委託契約を締結する。業務委託条件は、本仕様に基づく企画提案書の内容を基とする。

### (2) 契約期間

委託契約締結の日から令和3年3月31日まで

### (3) 契約予定額

9,900千円を上限とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

なお、契約額は、当室との協議のうえ変更することがある。

### (4) 提出物

仕様書「1(10)報告」で示す業務実施報告書として、冊子1部と電子データを保存し電子媒体（CD-R）1部を提出すること。

なお、本業務で作成されたものは全て京都市に帰属するものとする。

### (5) 留意事項

ア 当室との連絡を密にして業務に当たること。

イ 業務の進捗状況については、当室と協議し、その指示に従うこと。

ウ 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。

エ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、当室と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

オ 家庭の省エネ診断の実施数が、仕様書「1(2)家庭の省エネ診断の実施」に示す診断の実施予定数（400世帯）を下回った場合は、未実施数に応じて支払額を見直すものとする。

## 8 その他

(1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出には応じない。

(4) 令和2年度の当該業務委託に係る予算案は、令和2年2月市会定例会において提案中であり、予算審議の状況によっては、契約内容を変更する場合や契約の締結ができない場合がある。